

# 所得税の確定申告と町・道民税(住民税)申告

(受付期間) 2月16日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝日は除く。

※混雑状況により、時間を要することがあります。

(受付時間) 午前9時から午後5時まで

(受付場所) 豊浦町役場 町民課 税務係

## 確定申告が必要な方

### ●給与所得がある方

- ・年間収入金額が2,000万円以上の方
- ・1か所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の合計が20万円以上の方
- ・2か所以上から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の合計が20万円以上の方

### ●公的年金などに係る雑所得のみの方

- ・公的年金収入が400万円以上の方
- ・公的年金収入のほかに20万円以上の所得がある方

### ●その他

- ・不動産収入や事業を営んでいる方
- ・年末調整の内容に変更(医療費控除や寄附金控除などの追加)がある方

## 町民課税務係で受付できない申告

- ①青色申告や損失申告
- ②土地や建物、株の譲渡による収入があるもの
- ③先物取引、山林所得による収入があるもの
- ④住宅借入金等特別控除(住宅ローン)初回申告

※上記以外でも申告内容が難解な場合は、税務署での申告をご案内することがあります

※室蘭税務署の場合、事前予約が必要です(P.18の情報ひろばをご覧ください)

## いつでもどこでもスマホ申告 (マイナンバーカードが必要です)

税務署では来庁せずに、自宅などからいつでも申告手続きができる「スマホ申告」を推進しており、マイナンバーカードとスマホがあればe-Taxによる申告ができますので、ぜひ、ご利用ください。



詳しくはこちら⇒

## 住民税申告が必要な方

- ・給与・公的年金収入のほかに所得がある方で、確定申告をする必要がない方
- ・扶養親族、医療費、生命保険料などの各種控除を追加する方

※確定申告や年末調整した方は申告不要です。

## 申告に必要な書類など

### ○収入確認書類

給与および年金の源泉徴収票

### ○社会保険料控除

健康保険、国民年金、介護保険などの領収書や証明書

### ○生命保険および地震保険料控除

生命保険料および地震保険料控除証明書

### ○医療費控除

令和7年1月1日から12月31日において医療費支払総額10万円以上の場合、支払明細書又は領収書

(総所得金額200万円未満の方は総所得金額の5%)

※病院や薬局ごとにまとめてください

### ○寄附金控除(ふるさと納税など)

ふるさと納税(ワンストップ特例申請をしていない方)など

寄附した市町村などからの寄附金受領証明書

## 町のホームページにも 詳細が掲載されています。



詳しくはこちら⇒

☎ 町民課 税務係 ☎ 83-1404